

第 81 回国民スポーツ冬季大会スケート競技会（ショートトラック・フィギュア） 宿泊基本方針

第 81 回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会（ショートトラック・フィギュア）に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他の関係者（以下「大会参加者」という。）の宿泊及び食事については、大会参加者がそれぞれの分野で十分な活躍ができるよう、次の方針に基づき提供する。

1 宿 舎

- （１）大会参加者の宿舎は、原則として、会場地市内の旅館（旅館業法の許可を受けて営業を行う旅館、ホテル及び簡易宿所をいう。以下同じ。）を利用する。
- （２）会場地市内の旅館で大会参加者の収容が困難な場合は、近隣市町村の旅館を利用する。
- （３）風紀上、衛生上、安全対策上等の理由により支障があると認められる旅館は利用しない。

2 配 宿

- （１）選手・監督の宿舎は、競技会場までの交通状況並びに都道府県別、実施競技別及び男女別を考慮して配宿する。
- （２）選手・監督の宿舎は、原則として他の大会参加者の宿舎とは別にする。
- （３）競技会役員及び競技役員の宿舎は、できる限り同一又は近隣の宿舎とする。

3 宿泊料金

大会参加者の宿泊料金は、県と旅館等と協議のうえ、公益財団法人日本スポーツ協会において決定する。

4 食 事

大会参加者に提供する食事は、安全・安心で、栄養バランスがとれ、できる限り山梨らしい郷土色豊かな食事を提供する。